

フリーローン

平成28年4月1日現在

商品名	フリーローン
ご利用いただける方	株オリエントコーポレーション ・個人(給与所得者)および個人事業者で、満20歳以上65歳以下の安定した収入のある方 ・(株)オリエントコーポレーションの保証を受けられる方 ・当金庫の会員になれる方 ①当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方 ②当金庫の営業地区内の事業所に勤務されている方 上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。なお、会員となっていたかなくともご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。
お使いみち	・お申込人またはお申込人のご家族の用途に応じ、ご自由にお使いいただけます。 ・旅行、パソコン、習い事、引っ越し、家具他インテリア製品、電化製品、医療・デンタル資金など。 (お申込みの際、お見積書等資金使途が確認できる書類は必要ありません) ・ただし、事業性資金・旧借返済資金は対象外となります。
ご融資限度額	・10万円以上300万円以内(1万円単位) ※ただし、借換えの場合は借換対象となるローン残高を上限とします。
ご利用期間	・7年以内(1ヶ月単位)
ご融資利率	・「固定金利型」のみの取扱いとし、当金庫所定の適用金利に保証料率を加えた利率とさせていただきます。
ご返済方法	・毎月元利均等返済 (元金の50%までは6ヶ月毎のボーナス返済の併用も可能です。)
担保	・原則、担保は必要ありません。
保証人	・株オリエントコーポレーションの保証をご利用いただきますので必要ありません。ただし、保証会社が保証人を求める場合があります。
手数料	・融資条件の変更に際しては、手数料がかかる場合があります。
保証料	・(株)オリエントコーポレーションの定める保証料率をご融資利率に別途上乘せとなります。 ・保証料率:年2.50% (例)融資金額100万円、融資期間5年の場合:保証料額は約64,800円となります。
苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置:本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部(9時~17時、電話:0120-047-361)にお申し出ください。 ・紛争解決措置:東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、札幌弁護士会(電話:011-251-7730)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9時~17時、電話:011-221-3273)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務部もしくは全国しんきん相談所、北海道地区しんきん相談所にお問い合わせください。
その他	・お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。 ・現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。